

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成24年 5 月11日
【会社名】	株式会社フェヴリナ
【英訳名】	Favorina Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神代 亜紀
【本店の所在の場所】	福岡市中央区薬院一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	092 - 720 - 5420
【事務連絡者氏名】	財務経理部 部長 堀川 大輔
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区薬院一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	092 - 720 - 5420
【事務連絡者氏名】	財務経理部 部長 堀川 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成24年5月11日開催の当社取締役会において、平成24年6月29日開催の当社株主総会（以下「本定時株主総会」という。）における承認を条件として、効力発生日を平成24年7月1日、当社を分割会社、株式会社フェヴリナ販売（以下「フェヴリナ販売」という。）を承継会社とする会社分割（以下「本会社分割」という。）を行うことを決議し、フェヴリナ販売との間で吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社フェヴリナ販売
本店の所在地	福岡市中央区薬院一丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役 神代 亜紀
資本金の額	500千円
純資産の額	500千円
総資産の額	500千円
事業の内容	コミュニケーション・セールス事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

フェヴリナ販売は、平成24年4月26日に設立されたため、最終事業年度が存在しません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社フェヴリナ	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社がフェヴリナ販売の発行済株式総数の100%を保有しております。
人的関係	当社の代表取締役社長神代亜紀が、フェヴリナ販売の代表取締役社長を兼務しております。また、専務取締役蔵原朗子及び監査役鬼塚恒がフェヴリナ販売の取締役及び監査役を兼務しております。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、平成24年5月11日付で別途開示している当社の臨時報告書に記載のとおり、事業の多様化及び新規分野への積極的な事業展開を目指して、株式会社ソフトエナジーホールディングス及びその子会社（以下併せて「S Eグループ」という。）との経営統合を実施することといたしました。当社及びS Eグループが個別に有する契約及び許認可等の権利義務関係を維持するとともに、これまで各グループが行ってきた人事及び組織体制に急激な変化を与えないという前提の下、当社がおかれている厳しい経営環境に鑑み、本経営統合後の当社グループにおいて、戦略及び目標を明確に定め、これを実現するために分業の仕組みを構築し、責任体制の明確化を図るとともに、的確な経営判断及び機動的な意思決定を可能とするグループ経営管理体制を構築するためには、持株会社化を中心とした組織再編が必要であり、また、その純粋持株会社体制への移行が、当社グループの企業価値及び株主価値の向上のため最も適切との判断に至りました。

これに伴い、当社を分割会社、フェヴリナ販売を承継会社とする本会社分割を行うことといたしました。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社の100%子会社でありますフェヴリナ販売を承継会社とする吸収分割方式にて行います。本会社分割については、本定時株主総会における本会社分割に係る議案が承認されること並びに必要な応じ関係官庁の許認可等が得られることを条件として、平成24年7月1日を効力発生日とする予定です。

吸収分割に係る割当ての内容

承継会社であるフェヴリナ販売は、本会社分割に際して普通株式を1,000株発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

その他の吸収分割契約の内容

当社と株式会社フェヴリナ販売が平成24年5月11日に締結した吸収分割契約の内容は後記のとおりであります。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社であるフェヴリナ販売は、当社の100%子会社であり、かつ本分割は資産及び負債を帳簿価格で承継させ、本分割により承継会社が発行する全株式を当社に割当てる吸収分割であることから、両社間で協議し、割当てる株式数を決定いたしました。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社フェヴリナ (平成24年7月1日付商号変更予定)
本店の所在地	福岡市中央区薬院一丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役 神代 亜紀
資本金の額	100,000千円(平成24年7月1日効力発生予定)
純資産の額	451,465千円
総資産の額	750,554千円
事業の内容	コミュニケーション・セールス事業

(注1) 本会社分割の効力発生に伴い、100,000千円に資本金が増加する予定です。

(注2) 上記の分割する資産及び負債の金額は、平成24年3月31日現在の当社の貸借対照表その他同日の計算を基礎に算定したのですが、実際に分割する資産及び負債の金額は、これに本分割の効力発生日までの経営成績による増減を加除した金額となります。

(注3) 当社は、平成24年7月1日付で、商号を株式会社フェヴリナホールディングスに変更する予定であります。

分割契約書（写）

株式会社フェヴリナ（以下「甲」という。）及び株式会社フェヴリナ販売（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲の営む一切の事業（但し、株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関する事業を除く。）（以下「本件事業」という。）に関する第3条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事者）

本件分割をなす当事者は、以下のとおりである。

（1）甲（吸収分割会社）

商号：株式会社フェヴリナ

住所：福岡市中央区薬院一丁目1番1号

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社フェヴリナ販売

住所：福岡市中央区薬院一丁目1番1号

第3条（承継する権利義務）

1. 本件分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 本件分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。会社法第759条第2項その他の法律の定めにより甲と乙の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務については、乙がこれを全額負担する。

第4条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、承継権利義務の対価として、乙の普通株式1,000株を甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

（1）資本金の額 99,500,000円

（2）資本準備金の額 会社計算規則第37条に定める株主資本等変動額から前号の金額を減じて得た額

（3）利益準備金の額 0円

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年7月1日とする。但し、甲及び乙は、会社法第790条の規定に従い、甲及び乙の書面による合意により、効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に関連する事項について甲の株主総会の承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本件分割を行うものとする。

第8条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は株式会社フェヴリナホールディングスに、乙は株式会社フェヴリナに、それぞれ商号変更をする。

第9条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日後においても、本件事業に関し、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（条件変更及び解除）

甲及び乙は、効力発生日までの間において、甲若しくは乙の財産状態、資産若しくは負債、又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙の書面による合意により本契約を変更又は解除することができる。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月11日

甲：福岡市中央区薬院一丁目1番1号
株式会社フェヴリナ
代表取締役 神代亜紀 印

乙：福岡市中央区薬院一丁目1番1号
株式会社フェヴリナ販売
代表取締役 神代亜紀 印

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、効力発生日の直前時（以下「基準時」という。）における、甲の本件事業に属する以下に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、甲から承継する。

1．承継する資産

甲が基準時において本件事業に関して保有する一切の流動資産及び固定資産。但し、下記に列挙する資産を除くものとする。

- （１）株式会社みずほ銀行麹町支店に開設した全ての普通預金口座における預金の全て
- （２）株式会社三菱東京UFJ銀行銀座通支店に開設した全ての普通預金口座における預金の全て
- （３）株式会社商工組合中央金庫福岡支店に開設した全ての普通預金口座及び定期預金口座における預金の全て
- （４）ゴルフ会員権の全て

2．承継する負債及び債務

甲が基準時において本件事業に関して保有する一切の負債及び債務。但し、下記に列挙する負債を除くものとする。

- （１）株式会社商工組合中央金庫福岡支店から融資を受けた借入金の全て

3．承継する契約上の地位（雇用契約を除く。）

甲が本件事業に関して締結し且つ基準時において有効である全ての契約並びにこれらの契約上の甲の地位及びこれらの契約に基づき発生した甲の権利義務の全て。但し、上記1により除外される資産に係る契約並びに契約上の甲の地位及びかかる契約に基づき発生した甲の権利義務を除く。

4．承継する雇用契約等

基準時において、本件事業に主として従事する甲の従業員との間の一切の雇用契約並びにこれらの契約上の甲の地位及びこれらの契約に基づき発生した甲の権利義務の全て。

以 上